

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成31年1月7日(月)  
開会 午前9時30分  
閉会 午後0時07分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長)堀 巖、(副委員長)木村冬樹  
(委員)鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文  
黒川武議長、大野慎治副議長
- 5 欠席委員 欠席無し
- 6 説明員 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

(1) 市議会サポーターの声について

堀委員長：処理をどのように行うか。1件毎に確認していくか。

鈴木委員：やむを得ない。

堀委員長：1件毎、協議していく。

協議の結果をまとめたものは別添のとおり。

(2) 上申書について

黒川議長：議長に2件の上申書が提出されている。上申書の提出者は警告書の取消しと市長への謝罪を求めている。警告書は上申者自身や家族に対する名誉棄損であるとして告訴されたようだ。その後不起訴となった。検察審査会からは救済を求めることもできるとアドバイスも受けたようだ。事の発端は上下水道課での担当職員とのやり取りにおける発言について、要綱上の不当要求行為に当たるとして当時の市長名で警告書が発せられたものだ。市民と執行機関の案件ではあるが、議会がどのように介在できるか、難しい問題もはらんでいる。上申者は不当要求行為に関して、証明する書類の開示請求を行ったが非開示。弁明の機会も無かった。要綱にも警告に対する救済措置も規定されていない問題も指摘されている。

堀委員長：議会としてできることは要綱の在り方の是非、改善を求めることであろうと思われる。

大野副議長：北名古屋市は不当要求行為防止条例として同内容のものを規定している。条例化して責務を規定している。

堀委員長：市民を縛るという意味合いの規定は、議会としては要綱ではなく、

条例にすべきという提言や弁明の機会を与えるといった技術的なアドバイスをしていくということでしょうか。過去に執行機関が決定したことに対し、謝罪を議会から要求するのは難しいと考える。警告書に関して執行機関がパート職員にまで回覧したことについて、議会から何かしら働きかけるのは難しい部分もある。

大野副議長：豊田市も法令順守推進条例という規程で、同様の内容の条例を制定しているようだ。

鈴木委員：救済についても何もないということか。

堀委員長：救済機関の確保についても条例でないと難しい。

大野副委員長：議会として出来ることは。

堀委員長：検察審査会に関しては議会が介入することではないと考える。

黒川議長：警告書が発せられたために告発ではなく、警告書を不特定多数に見せたことに対し告発されたようだ。

堀委員長：検察審査会に対し、本人が働きかければ良いと考える。これに関して議会が介入できることではないと判断する。

大野副議長：愛知県は名古屋市、北名古屋市、豊田市、三重県は名張市、岐阜県は羽島市、美濃加茂市、条例化している市は多くはないが何か問題が起きたのかもしれない。

木村副委員長：原則として市民に責務を負わせる内容のものは内規ではなく、その点について議会が関与し、条例に規定していくべきと考える。

堀委員長：以上の点について、議会運営委員会で確認し共通認識を図ったということでしょうか。

各委員：「異議なし。」と発言あり。

堀委員長：副市長の住所問題について、副市長が「住んでいる」と答えているものを住所の証拠を示すよう求めるのは難しいと考える。

木村副委員長：居住権にも関わってくる。議会として取り扱える範囲であろうか。

堀委員長：議会としては対応が難しいということでしょうか。

各委員：「異議なし。」と発言あり。

### （３）執行機関からの質問書について

堀委員長：２（１）②の「事後」は「事前」でないか。会議録で確認したか。

議会事務局統括主査：質問書の文言の一つひとつを会議録と確認はしていない。

鈴木委員：「事前」と発言した。しかし、問題はそこではない。

堀委員長：そもそも質問に対する回答を返す必要があるのか。

鈴木委員：学校長に話をして見学したが、そのことをなぜに財務常任委員会で休憩を取って反問されたのか。その必要性、タイミングであり、質問書にある「学校長に事前だとか」見学したという点についての議論ではない。なぜに財務常任委員会の最中に問題として取り扱い始めたのかということ、焦点がずれている。

大野副議長：そもそも論、休憩中の反問権はありえない。反問権に当たらない。休憩中に反問したところで、会議中の発言でもなく、議事録にも載らない。

堀委員長：これが反問かどうかについては反問ではない。反問かどうかは議論の中心ではない。反問でないにしても、その場でやるべきではない。

大野副議長：仮に質疑中ならわかる。休憩中では反論にならない。

鈴木委員：学校へ見に行ったことは問題にしていない。議論するならば別の場所である。それを財務常任委員会で取り上げたことがおかしい。

堀委員長：そのとおりである。

鈴木委員：質問書のことを言い出すのであれば、2（4）について、勝手に訪問したわけではなく、事前連絡もしている。先生方もそれは知っており、職人もいる。それを把握した上で大切な個人情報も誰も見ることができるところへ広げているならば、それこそ問題ではないか。

堀委員長：質問書に答える必要はない。執行機関へ本意が伝わっていないのであれば、申入書を簡潔にして再度提出するか。質問書を見る限り、執行機関側に反省は感じられない。

関戸委員：質問に対する回答を出すにしろ、文書を出し直すにしろ会派に持ち帰りたいがどうか。文書を出した時点でのやり取りに関して会派で議論が残っている。

堀委員長：なお書き以降は消すということになっていたと記憶する。

黒川議長：同じ認識でいたが、なお書き以降が残っていた。

堀委員長：関戸委員から会派へ持ち帰るといった意見があったが了解する。

関戸委員：確認であるが、この質問書に対する回答は作成しない、場合によっては申入書を提出し直すという解釈で良いか。

堀委員長：そのとおりである。

関戸委員：質問書にある「事後に」は「事前に」の間違いで、文書が間違っているという認識で良いか。

堀委員長：そのとおりである。

(4) その他

木村副委員長：委員会代表質問の申合せ事項について取りまとめを配布してほしい。

議会事務局統括主査：了解する。

4 その他

黒川議長：申入書の相違部分とはどこか。

堀委員長：なお書き以降が残ってしまった点である。

関戸委員：全体で言葉の違いがあったことについて議論したかった。それがなかったことに対する反発があった。

堀委員長：申入書を提出するときに時間がなかったのも事実である。

木村副委員長：議長、正副委員長で協議したときもカットすべきという意見が出たことと変えた方が良いという意見があったことも記憶する。

関戸委員：提出する前に形になったものを見ていないということもある。

木村副委員長：提出する前に各会派に持ち帰って議論した上で提出していくということで共通認識としたい。

堀委員長：申入書については、1月11日（金）行政視察の後に議会運営委員会を開催し協議する。